

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
「難民対策について」(平成14年8月7日閣議了解) 「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面的具体的措置について」(平成14年8月7日内閣難民対策連絡調整会議決定) 「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日内閣難民対策連絡調整会議決定)	政府からの事業委託により、(財)アジア福祉教育財団難民事業本部において実施	く(一部について)		インドシナ難民に対して実施している我が国定住支援事業は、閣議了解「難民対策について」(平成14年8月7日)において条約難民に対して実施することとされ、この閣議了解を受けた「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面的具体的措置について」(平成14年8月7日)内閣難民対策連絡調整会議決定により、インドシナ・条約の両難民の我が国定住支援策は、アジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務委託して実施することとされている。 インドシナ難民定住支援事業終了後の平成18年度以降の難民認定申請者に対する定住支援策の具体的措置について、(平成15年7月29日)内閣難民対策連絡調整会議決定に基づき具体的な検討を重ねている。この決定においては、「関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努めることとされている。また、今後とも当該事業の実施に当たっては、一般競争入札によるよりも、現行のように外務省はじめ関係行政機関(アジア福祉教育財団、難民支援NGOの官庁)が、それぞれの利点を活かして協働する事業実施体制の方が、支援事業のより一層の充実に資するものと考えられる。 このような事業の運営を今後進める上から、条約難民及びその家族等の我が国定住支援事業の在り方は現行どおりとすることが適切である。		zB100001	外務省、文部科学省、厚生労働省	条約難民その家族等に対する定住支援	5104	5104B001	1	個人	1	条約難民その家族等に対する定住支援	条約難民その家族等に対する定住支援に関しては、市場化テストの対象とし、民間事業者を含めた競争入札によって支援提供先を決定されるようにして頂きたい。	条約難民に関する支援は、これまで公的な支援はなく、NGOが実際の現場を担ってきた。また、国連人種差別撤廃委員会からも差別であり是正するよう勧告を受けていた(2001年3月)。2002年8月7日の内閣難民対策連絡調整会議決定においては、「インドシナ難民の定住支援等のための施設である国際救援センターにおいて可能な限り受け入れることとし、アジア福祉教育財団に業務を委託する」とされた。しかし、同センターはインドシナ難民受け入れ事業終了に伴い2005年度に終了予定であり、同決定においては「国際救援センターの再整備又は代替施設等の手当て、さらには業務の委託のあり方について、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行うものであることを確認する。」とされている。2006年度からは全く新しい条約難民その家族等に対する定住支援が開始されることを踏まえ、2002年以前より現場で支援を続けてきたNGOの民間団体が支援事業に参入することを可能にすることが期待される。その展望は2004年当時の外務大臣答弁(第159回参議院決算委員会議事録：添付資料参照)、2003年の内閣難民対策連絡調整会議決定「3.関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努める。」(添付資料)でも確認されている。	条約難民が日本で定住していくために必要とされる、日本語教育、社会適用訓練、職業訓練、就労支援ほか、その他本邦定住の促進に必要な事業の実施を行う。	
「難民対策について」(平成14年8月7日閣議了解) 「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面的具体的措置について」(平成14年8月7日内閣難民対策連絡調整会議決定) 「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日内閣難民対策連絡調整会議決定)	政府からの事業委託により、(財)アジア福祉教育財団難民事業本部において実施	く(一部について)		インドシナ難民に対して実施している我が国定住支援事業は、閣議了解「難民対策について」(平成14年8月7日)において条約難民に対して実施することとされ、この閣議了解を受けた「条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面的具体的措置について」(平成14年8月7日)内閣難民対策連絡調整会議決定により、インドシナ・条約の両難民の我が国定住支援策は、アジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務委託して実施することとされている。 インドシナ難民定住支援事業終了後の平成18年度以降の難民認定申請者に対する定住支援策の具体的措置について、(平成15年7月29日)内閣難民対策連絡調整会議決定に基づき具体的な検討を重ねている。この決定においては、「関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努めることとされている。また、今後とも当該事業の実施に当たっては、一般競争入札によるよりも、現行のように外務省はじめ関係行政機関(アジア福祉教育財団、難民支援NGOの官庁)が、それぞれの利点を活かして協働する事業実施体制の方が、支援事業のより一層の充実に資するものと考えられる。 このような事業の運営を今後進める上から、条約難民及びその家族等の我が国定住支援事業の在り方は現行どおりとすることが適切である。		zB100001	外務省、文部科学省、厚生労働省	条約難民その家族等に対する定住支援	5105	5105B001	1	個人	1	条約難民その家族等に対する定住支援	条約難民に関する支援は、これまで公的な支援はなく、NGOが実際の現場を担ってきた。また、国連人種差別撤廃委員会からも差別であり是正するよう勧告を受けていた(2001年3月)。2002年8月7日の内閣難民対策連絡調整会議決定においては、「インドシナ難民の定住支援等のための施設である国際救援センターにおいて可能な限り受け入れることとし、アジア福祉教育財団に業務を委託する」とされた。しかし、同センターはインドシナ難民受け入れ事業終了に伴い2005年度に終了予定であり、同決定においては「国際救援センターの再整備又は代替施設等の手当て、さらには業務の委託のあり方について、今後の難民対策連絡調整会議において所要の検討を行うものであることを確認する。」とされている。2006年度からは全く新しい条約難民その家族等に対する定住支援が開始されることを踏まえ、2002年以前より現場で支援を続けてきたNGOの民間団体が支援事業に参入することを可能にすることが期待される。その展望は2004年当時の外務大臣答弁(第159回参議院決算委員会議事録：添付資料参照)、2003年の内閣難民対策連絡調整会議決定「3.関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努める。」(添付資料)でも確認されている。	条約難民が日本で定住していくために必要とされる、日本語教育、社会適用訓練、職業訓練、就労支援ほか、その他本邦定住の促進に必要な事業の実施を行う。		
「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日内閣難民対策連絡調整会議)	政府からの事業委託により、(財)アジア福祉教育財団難民事業本部において実施	く(一部について)		難民認定申請者に対する保護措置の実施は、昭和57年7月の難民行政監視による動きにおいて、難民認定申請中の者で衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し必要な保護を行う旨の勧告がなされたことに基づき、翌年から外務省が予算措置の上、難民認定申請者に対する保護措置を実施していたが、当該措置は平成17年度以降、アジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務が委託されている。 インドシナ難民定住支援事業終了後の平成18年度以降の難民認定申請者に対する定住支援策の具体的措置について、(平成15年7月29日)内閣難民対策連絡調整会議決定に基づき具体的な検討を重ねている。この決定においては、「関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ(技術的知識、経験又はそれらの蓄積)の活用を図るよう努めることとされている。また、今後とも当該事業の実施に当たっては、一般競争入札によるよりも、現行のように外務省はじめ関係行政機関(アジア福祉教育財団、難民支援NGOの官庁)が、それぞれの利点を活かして協働する事業実施体制の方が、支援事業のより一層の充実に資するものと考えられる。 このような事業の在り方を今後進める上から、難民認定申請者に対する保護措置の実施の在り方は現行どおりとすることが適切である。		zB100002	外務省	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施	5104	5104B002	1	個人	2	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施	(1) 難民認定申請者等に対する保護措置の実施 (2) 難民認定申請者等に対する次の保護措置の実施 (イ) 生活費その他の必要経費の支給 (ロ) 生活状況の把握及び生活指導等 (ハ) 緊急避難施設に関すること	

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望	
「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日内閣難民対策連絡調整会議)	政府からの事業委託により、(財)アジア福祉教育財団難民事業本部において実施	〃(一部について)	〃	<p>難民認定申請者に対する保護措置の実施は、昭和57年7月の難民行政監察による勧告において、難民認定申請中の者で衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し必要な保護を行う旨の勧告がなされたことに基づき、翌年から外務省が予算措置の上、難民認定申請者に対する保護措置を実施していたが、当該措置は平成7年度以降、アジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務が委託されている。</p> <p>インドシナ難民定住支援事業終了後の平成18年度以降の難民定住支援策については、外務省では「平成18年度以降の難民に対する定住支援策の具体的措置について」(平成15年7月29日付内閣難民対策連絡調整会議決定)に基づき具体的な措置が決定している。</p> <p>この決定においては、「関係行政機関は、定住支援措置の外部委託に当たっては、アジア福祉教育財団をはじめ難民支援関係民間団体のノウハウ・技術的知見、経験などを積極的に活用を図るよう努めること、NGOとの連携を旨とする」とされている。このため、アジア福祉教育財団において、これを踏まえ、業務の一部委託について、従来支援関係に部分的な委託を併せ、支援事業の継続性・実績をより図り、今後これを推進していくこととしていることである。</p> <p>一方、アジア福祉教育財団によって実施されている保護措置については、政府の委託事業として中立性、公平性を維持しなくてはならず、その中で、上述のとおり、現在行っている業務の部分的な外部委託を通じて、各NGOからの多様な意見、提案等も取り入れつつ、より充実した我が国の難民認定申請者支援を実現することが期待される。</p> <p>なお、現在アジア福祉教育財団による上記保護措置とは別に、難民支援NGO等においても、独自に緊急避難施設や生活資金の提供等を推進していることと承知しているが、アジア福祉教育財団及び難民支援関係において多様な保護措置が並存することにより、政府・アジア福祉教育財団と各NGOの間での相互補完的な相乗効果を高められ、支援措置が質量ともに重要なものとなることが期待される。</p> <p>このような事業の在り方を今後進める上から、難民認定申請者に対する保護措置事業の在り方は現行どおりとすることが適切である。</p>		zB100002	外務省	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施	5105	5105B002	1	個人	2	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施	個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者に対し保護措置を行うための事業の実施	<p>個別に我が国の庇護を求める外国人のうち、衣食住に欠ける等保護を必要とする者への保護措置は、1982年の行政監察によって始まり、当初は外務省自身によって運営されていた。その後、NGOへ委託されていた。1995年より財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部へ外務省からすべてが委託されるに至った。緊急避難施設が設立されたのは2003年からであるが、NGOは以前より自身の資金で緊急避難施設を設立し、運営をしてきた。現在は同事業本部より調査、緊急避難施設の管理人等がNGOへ再委託されたことでもある。生活費の支給ほか元々はNGOが運営していた実績もあることから、再度民間事業者を含めた競争入札の対応となりうると考えるため。</p>	<p>(1) 難民認定申請者等に対する保護措置の実施に必要な調査</p> <p>(2) 難民認定申請者等に対する次の保護措置の実施</p> <p>(イ) 生活費その他の必要経費の支給</p> <p>(ロ) 生活状況の把握及び生活指導等</p> <p>(ハ) 緊急避難施設に関すること</p>	
「難民対策について」(平成14年8月7日閣議了解)「条約難民に対する定住支援策及び難民認定者への支援に関する当面の具体的な支援策について」(平成14年8月7日内閣難民対策連絡調整会議決定)	政府からの事業委託により、(財)アジア福祉教育財団難民事業本部において実施	〃	〃	<p>昭和54年のインドシナ難民定住支援事業の開始以降、「閣議了解」(難民対策)について、(平成14年8月7日)及びこの閣議了解を受けての難民対策連絡調整会議決定(条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的な措置について、(平成14年8月7日)に基づき、インドシナ・条約の両難民の我が国定住支援策は、アジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務委託して実施されている。</p> <p>アジア福祉教育財団による相談事業においては、我が国における定住難民、難民認定申請者その他難民等支援の各種関係先を対象として、年間17,000件以上(平成14年度実績)に及ぶ多面的かつ大規模な相談案件に対応してきており、アジア福祉教育財団は、これを補った豊富な知見とノウハウを有している。</p> <p>インドシナ難民の我が国受入れ事業が今年度限り終了するが、我が国に定住している1万7千人以上のインドシナ難民のほか、条約難民、難民認定申請者、難民を受入れる地方公共団体等からの相談需要はなお大きなものとして残存することが見込まれることから、アジア福祉教育財団としては、今後地方公共団体等とも連携して、関東・関西を中心により広域的に相談事業を拡大・推進していくこととしており、相談事業はアジア福祉教育財団の中で今後より大きな比重を置いて進めていく事業となるものと考えられる。</p> <p>なお、アジア福祉教育財団による上記保護措置とは別に、難民支援NGO等においても、独自に難民及び難民コミュニティを対象とした相談・カウンセリングのサービスを実施していると承知しているが、このようにアジア福祉教育財団及び難民支援関係において多様な相談体制が並存することにより、政府・アジア福祉教育財団と各NGOの間での相互補完的な相乗効果を高められ、また、支援措置が質量ともに重要なものとなることが期待される。</p> <p>以上の点を踏まえ、このような事業の運営の在り方を今後進める上から、各NGOの事業との並存・補充を図りつつも、現在アジア福祉教育財団が実施している難民相談等各種情報提供事業は、現行どおりとすることが適切である。</p>		zB100003	外務省	インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応する情報提供体制の充実・強化を図る。	5104	5104B003	1	個人	3	インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応する情報提供体制の充実・強化を図る。	情報提供体制の充実・強化に関しては、同事業を市場化テストの対象とし、民間事業者を含めた競争入札によって支援提供先を決定されるようにして頂きたい。	<p>2003年7月29日内閣難民対策連絡調整会議決定にて、情報提供体制の構築にあたり、「関係行政機関は、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部及び知見と実績を有する国内で難民支援に関わる民間団体と連携しつつ」と、並列に言及されている(添付資料)。民間においては、弁護士を始めとした専門家等により、迅速で本人のニーズにあった専門的な情報提供・相談がなされている現状も踏まえ、民間事業者を含めた競争入札を行うことが望ましいと考えられる。</p>	インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応する情報提供。		
「難民対策について」(平成14年8月7日閣議了解)「条約難民に対する定住支援策及び難民認定者への支援に関する当面の具体的な支援策について」(平成14年8月7日内閣難民対策連絡調整会議決定)	政府からの事業委託により、(財)アジア福祉教育財団難民事業本部において実施	〃	〃	<p>昭和54年のインドシナ難民定住支援事業の開始以降、「閣議了解」(難民対策)について、(平成14年8月7日)及びこの閣議了解を受けての難民対策連絡調整会議決定(条約難民に対する定住支援策及び難民認定申請者への支援に関する当面の具体的な措置について、(平成14年8月7日)に基づき、インドシナ・条約の両難民の我が国定住支援策は、アジア福祉教育財団(難民事業本部)に業務委託して実施されている。</p> <p>アジア福祉教育財団による相談事業においては、我が国における定住難民、難民認定申請者その他難民等支援の各種関係先を対象として、年間17,000件以上(平成14年度実績)に及ぶ多面的かつ大規模な相談案件に対応してきており、アジア福祉教育財団は、これを補った豊富な知見とノウハウを有している。</p> <p>インドシナ難民の我が国受入れ事業が今年度限り終了するが、我が国に定住している1万7千人以上のインドシナ難民のほか、条約難民、難民認定申請者、難民を受入れる地方公共団体等からの相談需要はなお大きなものとして残存することが見込まれることから、アジア福祉教育財団としては、今後地方公共団体等とも連携して、関東・関西を中心により広域的に相談事業を拡大・推進していくこととしており、相談事業はアジア福祉教育財団の中で今後より大きな比重を置いて進めていく事業となるものと考えられる。</p> <p>なお、アジア福祉教育財団による上記保護措置とは別に、難民支援NGO等においても、独自に難民及び難民コミュニティを対象とした相談・カウンセリングのサービスを実施していると承知しているが、このようにアジア福祉教育財団及び難民支援関係において多様な相談体制が並存することにより、政府・アジア福祉教育財団と各NGOの間での相互補完的な相乗効果を高められ、また、支援措置が質量ともに重要なものとなることが期待される。</p> <p>以上の点を踏まえ、このような事業の運営の在り方を今後進める上から、各NGOの事業との並存・補充を図りつつも、現在アジア福祉教育財団が実施している難民相談等各種情報提供事業は、現行どおりとすることが適切である。</p>		zB100003	外務省	インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応する情報提供体制の充実・強化を図る。	5105	5105B003	1	個人	3	インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応する情報提供体制の充実・強化を図る。	情報提供体制の充実・強化に関しては、同事業を市場化テストの対象とし、民間事業者を含めた競争入札によって支援提供先を決定されるようにして頂きたい。	<p>2003年7月29日内閣難民対策連絡調整会議決定にて、情報提供体制の構築にあたり、「関係行政機関は、財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部及び知見と実績を有する国内で難民支援に関わる民間団体と連携しつつ」と、並列に言及されている(添付資料)。民間においては、弁護士を始めとした専門家等により、迅速で本人のニーズにあった専門的な情報提供・相談がなされている現状も踏まえ、民間事業者を含めた競争入札を行うことが望ましいと考えられる。</p>	インドシナ難民、条約難民、難民認定申請者、関係民間団体、関係地方公共団体等からの各種の相談・問い合わせに対応する情報提供。		

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
	当省職員が実施している。	C	—	官房基幹業務については、それぞれにつき全省庁統一の管理システムの構築中であり、その構築作業の中で一部をアウトソーシングするとの方針が示される場合には、外務省としても個別に検討する。		zB100004	全省庁	府省における官房基幹業務	5042	5042B001	1	民間企業	1	府省における官房基幹業務	現在、各府省にて行なわれている物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費の各業務、(いわゆる官房5業務、以下官房基幹業務という)を「市場化テスト」の対象とする。	「電子政府構築計画」(2004年6月改定)に基づき「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務、システム最適化計画」が各府省CIO連絡会議にて決定され、2004年9月に発表されている。同最適化計画においては、「職員による判断を必要としない業務」として、積極的に外部委託を図る、との方針が示されているが、外部委託化の対象範囲や時期に関しては、各府省の判断に委ねられているとも考えられる。外部委託対象範囲の決定の段階から「市場化テスト」の概念を取り入れ、官民の知恵を競争させることが、業務の質の向上と費用の削減に寄与するものとする。	「官房基幹業務」の「市場化テスト」が実施される場合、各府省職員による判断を必要としない全ての業務を民間が受託することが可能であるとする。府省共通の情報システムが開発されることから、各府省での業務の標準化はその前提であると想定され、「官房基幹業務サービスセンター」に府省共通業務の集約を図ることにより、業務効率の向上が見込まれるものとする。	性能発注方式による入札条件の設定サービスの質を評価する総合評価基準の採用リスクが適切に発注者・受託者に配分されること 対象業務が細分化されず十分な規模と期間を持つこと 各府省の業務の標準化が十分に行なわれ一括して受託が可能であること
	既に公用車の運転業務の一部外部委託を実施している。	D	—	既に公用車の運転業務の一部外部委託を実施している。		zB100005	全省庁	公用車の運転業務受託	5069	5069B007	1	個人	7	公用車の運転業務受託	現在、省庁および国会議員に対して提供されている公用車サービスについて、そのサービス提供を市場化テストにかけるもの	公用車サービスは、基本的に民間のハイヤー、タクシー事業の業務内容となら変わることはなく、当該サービスが公務員によって提供されなければならない合理的理由は考え難い。	各府省の幹部クラス、および国会議員に至って提供されている公用車サービス	
	情報システム管理、広報業務の民間委託については、既に業務の一部を外部委託している。	C(一部D)	—	情報システム管理、広報業務の民間委託については、既に業務の一部を外部委託している。また、官房基幹業務(調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費)については、それぞれにつき全省庁統一の管理システムを構築中であり、その構築作業の中で一部をアウトソーシングするとの方針が示される場合には、外務省としても個別に検討する。なお、人事業務については、適正な人事管理・運営を確保するとの観点に鑑みれば、外部委託できる余地は極めて限られる。総務業務については、適正な組織管理・運営を確保するとの観点から民間委託することは困難。		zB100006	全省庁	バックオフィス系業務の民間委託	5069	5069B009	1	個人	9	バックオフィス系業務の民間委託	省庁および特殊法人における財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各府省で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	現在、財務・経理、人事、総務、購買、情報システム(システムの運用・保守、データの保存、セキュリティなど)、法務、広報等の業務は各府省で個別に業務を行っているが、これらの業務には共通性が高い。	左記の業務の中で支払い管理、一般会計、給与計算、入金管理、情報システム運用、旅費・経費生産、ITヘルプデスク、備品購入、福利厚生などの業務の標準化ができて、かつ他自治体等の組織と差別化の要因にならない業務を抽出し、これらの業務を提供するアウトソーシング会社との間で入札を行う。 次のような効果が期待できる。 1.コストダウン 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 2.人材の最適配置 バックオフィス系の業務を効率化させることで、人材を他部門により集中させることができ、政策立案などの業務に特化することができる。 3.業務のサービスレベル向上 業務を効率化させることで、バックオフィス業務のサービスの受けて側の処理も簡素化し、スピードが上がりサービスレベルが向上する	

市場化テストを含む民間開放要望事項一覧(様式B)

該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	管理コード	制度の所管官庁等	項目	要望管理番号	要望事項管理番号	要望事項補助番号	要望主体名	事項番号	要望事項(事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施内容	その他・要望
独立行政法人国際交流基金法第12条	独立行政法人国際交流基金は、海外における日本語の普及を効果的に促進するため、独立行政法人通則法第46条によって外務省から交付された運営費交付金及び運用資金の運用によって得られた資金により、同法人の中期目標による外務大臣の指示に沿って、海外における日本語教育、学習への支援のための事業を企画・立案・実施している。但し、国際交流基金以外の主体が日本語教育に係る事業を実施することについては、外務省としては特段、制度上の規制は設けておらず、日本語教育事業への民間事業者の参入は、既に当該事業者側の判断により可能となっている。	C及びE	—	現行制度上、外務省としては特段、日本語教育に係る制度上の規制は設けておらず、日本語教育事業への民間事業者の参入は、既に当該事業者側の判断により可能。 一方、海外における日本語普及は、国の外交政策の一環として、全世界を対象に総合的な見地から推進すべき事業であり、人材育成を含む現地基盤形成のための長期的・継続的な取り組みが求められる。(独)国際交流基金の日本語普及事業は、外務大臣より指示を行った中期目標に基づき、(独)国際交流基金が日本語普及戦略たる中期計画を立案し、専門性及び外交上の必要性が高く、基金以外の機関では十分に実施することが難しい各種事業を一体として総合的に、且つ長期的・継続的に実施しているものである。 (独)国際交流基金側が、事業の効果的・効率的な実施のため、当該研修事業の一部について民間委託を行うことは制度上排除されていないが、その判断については、独立行政法人制度の趣旨に鑑み、(独)国際交流基金側が自律的に判断すべきことである。		zB100007	外務省	国際交流基金(日本語国際センター、関西国際センター、)などの研修業務の市場化テスト	5070	5070B011	1	個人	11	国際交流基金(日本語国際センター、関西国際センター、)などの研修業務の市場化テスト	国際交流基金における日本語国際センター、関西国際センターなどの研修業務を市場化テストにかける	・当該事業は研修事業やその教材作成などであり、民間でも同種の業務を行っているものである ・研修業務は、受講者のニーズに合わせて提供することで機会提供が増え、習得効率が高まるものであることから、民間のノウハウを活用する意義があるものと考えられる	市場化テストを実施することで次のような効果が期待できる ・研修業務のコスト削減 ・研修受講者の受講機会増加 ・研修による習得効率の向上	
旅券法第21条の2及び第21条の3	旅券事務は都道府県に法定委託されている	C	—	1. 旅券は、発行国が所持人の国籍及び身分を対外的に証明する公文書である。現在の国際システムにおいては、旅券の所持は出国を助ける機会には不可欠であり、また、日本国民は有効な旅券がなければ出国できないこととなっている(出入国管理及び難民認定法第68条第1項)。渡航の自由は憲法上認められた国民の基本的人権の内容を構成するものである(憲法第21条第1項)による。従って、国民の円滑な渡航を確保するために、日本国民の真正性を守り国際的信賴を維持することが重要であり、このために、発給事務を責任ある行政機関の下で行うことが旅券法において規定されている。 2. 特に9.11米同時多発テロ以降、国際テロ防止対策の観点から旅券の国際的信賴性の維持の重要性につき国際的に強く認識されるようになっている。このような国際情勢を踏まえ、国際信託協定(CAO)においては、政府レベルで旅券への主体情報等の活用について国際標準策定が行われるように、旅券発給業務は、国際テロ対策といった国の安全保障政策と密接不可分な関係があり、各行政機関が旅券の国際的信賴性及び安全性の確保に責任をもって当たることが求められている。また、国籍確認、住所等身元照に疑義が生じた場合には実地調査業務のない民間では限界がある。 3. 確かに公権力の行使に関しては、公権力の行使の権限をいかなる主体に付与すべきは立法政策上の問題であり、必ずしも公務員でなければならないというわけではない(一部例外は存在している)。しかしながら、実務上の旅券事務においては犯罪等の発生等犯罪事件や国の安全、外交上の秘密その他の重大な利益に関する事項と大きく関わっている旅券発給業務や渡航制限及び帰国命令があり、従ってこれらを含めた旅券事務全般を民間開放した場合国際的信賴を維持することは困難であり、ひいては国民の円滑な渡航を確保することに重大な支障が生ずることとなる虞切ではない。なお、上記2.のとおり国際テロ防止対策の観点から68等国際的にも発給プロセスの厳格化が叫ばれている中、旅券の高度テロ防止の観点からは、CAOで定められた国際標準に基づき旅券の発給の職人の事務を我が国政府として進めている次第である。		zB100008	外務省	パスポート発行業務の市場化テスト	5070	5070B016	1	個人	16	パスポート発行業務の市場化テスト	自治体の旅券発行の処理業務を行う主体に民間も追加する	現在、都道府県の旅券発行業務は旅券法により、民間事業者は請け負うことができない。しかし、当該業務は単純処理が多い。また、都道府県が行う場合にはその組織の性格上休日対応しないなどの不便が多い。そのために、民間事業者にも開放することでサービスの改善を図る。	民間も含めた事業者を広く募ることで以下のような効果を生むことができる。 1. コストダウン・利用者にとっての料金低下 2. 業務を効率化させ、給与体系が柔軟な民間と競争させることでコストが下がる。 3. 利用者にとってのサービスの向上 平日の時間延長や休日対応、対応場所・手段の拡大等が可能になる。	
-	文書管理業務及び物品管理業務ともに当省職員が実施している。	C	—	文書管理等業務について、当省は秘密文書を多く保有しており、契約上の守秘義務を以て文書管理業務を外部に委託することは適切ではない。物品等管理業務については、全省庁統一の管理システムの中の一部をアウトソーシングするとの方針が示される場合には、外務省としても個別に検討する。		zB100009	全省庁	庁舎内サービスセンター事業	5092	5092B001	1	ココロファニチャー株式会社	1	庁舎内サービスセンター事業	各部門に共通して存在し、現状多くの工数を投入してしまっている官庁職員のノンコア業務(必ずしも官庁職員が直接行わなくても良い業務)を効率的に民間事業者へアウトソースするため、庁舎内に当業務を集約したワンストップサービスセンター窓口を設ける。	市場化テストの本来の目的である「民間のノウハウを活用することによる官業の効率化」を図るため、「官民競争」ではなく「官民協業」によるアウトソース事業の推進を行いたい。部門多岐に渡っているノンコア業務をとりまとめて効率化を図る役所の担当窓口が現在までなかったため、今回の枠組みでご提案致します。	全ての中央省庁、都道府県庁、政令指定都市における総務庶務系バックオフィスサービス	別途添付資料があります。その内容については非公開を希望します。(理由:内容に弊社独自のノウハウについてご説明している部分があるため)